

令和7年安曇野市議会
12月定例会 条例案（追加）

条例改正等の趣旨・新旧対照表

条例改正等の趣旨

議案	件名	所管課	趣旨
第 136 号	安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	職員課	令和 7 年人事院勧告に準拠して、特別職の職員の期末手当の支給割合を引き上げるもの
第 137 号	安曇野市一般職の職員の給与に関する条例及び安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	職員課	<p>令和 7 年人事院勧告に伴い国の基準に準じた制度となるよう、次に掲げる条例について所要の改正を行うもの</p> <p>(1) 安曇野市一般職の職員の給与に関する条例 ア 給料表の改定 イ 年間の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ ウ 通勤手当の支給額の引上げ</p> <p>(2) 安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 ア 特定期付職員の給料表の改定 イ 特定期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ</p>
第 138 号	安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	職員課	令和 7 年人事院勧告に基づく安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、同条例に準拠することとしている会計年度任用職員の給料表を改定するもの

議案第136号 安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(第1条による改正)

○安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）・・・公布の日から施行、令和7年12月1日に遡及適用

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特別職の職員の給与<u>及び</u>議会の議員の議員報酬に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特別職の職員の給与<u>並びに</u>議会の議員の議員報酬に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第4条 常勤の職員の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給額は、安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年安曇野市条例第43号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける一般職の職員の例により算出される額とする。ただし、一般職給与条例第32条第1項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「<u>100分の127.5</u>とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。この場合において、期末手当算出の基礎となる給料月額は、基準日現在において受けるべき給料月額と、その額に100分の40を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>第4条 常勤の職員の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給額は、安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年安曇野市条例第43号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける一般職の職員の例により算出される額とする。ただし、一般職給与条例第32条第1項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。この場合において、期末手当算出の基礎となる給料月額は、基準日現在において受けるべき給料月額と、その額に100分の40を乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>第7条 議会の議員で6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対しては、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日及び土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、それぞれその日前においてその日に最も近い日曜日及び土曜日又は休日でない日。以下これらの日について規定している場合について同じ。）に期末手当を支給する。<u>これらの基準日前1か月</u>以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が満了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に、6月30日に支給する場合においては100分の172.5、12月10日に支給する場合においては100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 6か月 100分の100</p>	<p>第7条 議会の議員で6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対しては、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日及び土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、それぞれその日前においてその日に最も近い日曜日及び土曜日又は休日でない日。以下これらの日について規定している場合について同じ。）に期末手当を支給する。<u>これら基準日前1箇月</u>以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が満了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に、6月30日及び12月10日に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 6か月 100分の100</p>

改正後	改正前
(2) 5か月以上6か月未満 100分の80	(2) 5か月以上6か月未満 100分の80
(3) 3か月以上5か月未満 100分の60	(3) 3か月以上5か月未満 100分の60
(4) 3か月未満 100分の30	(4) 3か月未満 100分の30

(第2条による改正)

○安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）・・・令和8年4月1日から施行

改正後	改正前
<p>第4条 常勤の職員の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給額は、安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年安曇野市条例第43号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける一般職の職員の例により算出される額とする。ただし、一般職給与条例第32条第1項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。この場合において、期末手当算出の基礎となる給料月額は、基準日現在において受けるべき給料月額と、その額に100分の40を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>第7条 議会の議員で6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対しては、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日及び土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、それぞれその日前においてその日に最も近い日曜日及び土曜日又は休日でない日。以下これらの日について規定している場合について同じ。）に期末手当を支給する。これらの基準日前1か月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が満了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に、6月30日<u>及び12月10日に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第4条 常勤の職員の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給額は、安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年安曇野市条例第43号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける一般職の職員の例により算出される額とする。ただし、一般職給与条例第32条第1項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。この場合において、期末手当算出の基礎となる給料月額は、基準日現在において受けるべき給料月額と、その額に100分の40を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>第7条 議会の議員で6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対しては、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日及び土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、それぞれその日前においてその日に最も近い日曜日及び土曜日又は休日でない日。以下これらの日について規定している場合について同じ。）に期末手当を支給する。これらの基準日前1か月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が満了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に、6月30日<u>に支給する場合においては100分の172.5</u>、12月10日<u>に支給する場合においては100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じ</p>

改正後	改正前
(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30	て得た額とする。 (1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30

議案第137号 安曇野市一般職の職員の給与に関する条例及び安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(第1条による改正)

○安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年安曇野市条例第43号）…公布の日から施行、令和7年4月1日から遡及適用

改正後	改正前
<p>(給料の支給)</p> <p>第4条 給料は、安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年安曇野市条例第31号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、<u>全て</u>の職員に対して支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(給料表)</p> <p>第5条 給料表は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>(給料の支給)</p> <p>第4条 給料は、安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年安曇野市条例第31号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、<u>すべて</u>の職員に対して支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(給料表)</p> <p>第5条 給料表は、別表第1のとおりとする。</p>
<p>(昇給)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（別表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあっては、3号俸）とすることを標準として市長が定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>3 <u>55歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に対する</u>前項の規定の適用については、同項中「4号俸（別表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあっては、3号俸）」とあるのは「2号俸」とする。</p> <p>4~6 (略)</p>	<p>(昇給)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（別表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあっては、3号俸）とすることを標準として市長が定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>3 <u>55歳を超える職員に関する</u>前項の規定の適用については、同項中「4号俸（別表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあっては、3号俸）」とあるのは「2号俸」とする。</p> <p>4~6 (略)</p>
<p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、<u>月の初日</u>から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第2条第4項から第6項までの規定による週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p>	<p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、<u>月の1日</u>から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第2条第4項から第6項までの規定による週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p>
<p>(給料の調整額)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>(給料の調整額)</p> <p>第12条 (略)</p>

改正後	改正前
2 前項に規定する給料月額の調整額は、調整前の給料月額の100分の25を超えてはならない。	2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前の給料月額の100分の25を超えてはならない。
(住居手当の支給) 第17条の2 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 <u>1万6,000円</u> を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市長が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が定める職員を除く。）に対して支給する。	(住居手当の支給) 第17条の2 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 <u>16,000円</u> を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市長が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が定める職員を除く。）に対して支給する。
(住居手当の額) 第17条の3 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 (1) 月額 <u>2万7,000円</u> 以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>1万6,000円</u> を控除した額 (2) 月額 <u>2万7,000円</u> を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>2万7,000円</u> を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が <u>1万7,000円</u> を超えるときは、 <u>1万7,000円</u> ）を <u>1万1,000円</u> に加算した額	(住居手当の額) 第17条の3 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 (1) 月額 <u>27,000円</u> 以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>16,000円</u> を控除した額 (2) 月額 <u>27,000円</u> を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>27,000円</u> を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が <u>17,000円</u> を超えるときは、 <u>17,000円</u> ）を <u>11,000円</u> に加算した額
(住居手当の支給方法) 第17条の4 (略)	(住居手当の支給方法) 第17条の4 (略)
2 住居手当の支給は、新たに職員となった者が第17条の2の規定に該当する職員である場合においてはその者が職員となった日、住居手当を受けていない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、住居手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、住居手当を受けている職員に同項第2号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。	2 住居手当の支給は、新たに職員となった者が第17条の2の規定に該当する職員である場合においてはその者が職員となった日、住居手当を受けていない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、住居手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、住居手当を受けている職員に前項第2号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
3 (略)	3 (略)

改正後	改正前
(通勤手当の額)	(通勤手当の額)
第19条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第19条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員又は第23条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア・イ (略) ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u> ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u> サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u>	(2) 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員又は第23条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア・イ (略) ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u> ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u> サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u>
(3) (略)	(3) (略)
(通勤手当の支給方法)	(通勤手当の支給方法)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 前項第2号に掲げる変更により第18条に規定する職員でなくなった場合には、 <u>同項の例</u> により届け出なければならない。	2 前項第2号に掲げる変更により第18条に規定する職員でなくなった場合には、 <u>前項の例</u> により届け出なければならない。
3 任命権者は、職員から第1項の <u>規定</u> による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるもの含む。）の提示を求める等の方法により確認し、当該職員が第18条に規定する職員であるときは、当該職員に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定する。	3 任命権者は、職員から第1項による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるもの含む。）の提示を求める等の方法により確認し、当該職員が第18条に規定する職員であるときは、当該職員に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定する。
(時間外勤務手当)	(時間外勤務手当)

改正後	改正前
<p>第25条 (略)</p> <p>2 育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の時間を超えてした勤務（勤務時間条例第2条第5項から第7項までの規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が<u>1か月</u>について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 勤務時間条例第5条の5第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該1時間につき、第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する市長が定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>5 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する市長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>（休日勤務手当）</p> <p>第26条 正規の勤務時間が割り振られた日が勤務時間条例第6条第1項第1号に規定する休日（勤務時間条例第7条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。次項及び第28条において<u>これらを</u>「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第6条第1項第2号に規定する休日（勤務時間条例第7条第1項の規定により代休日</p>	<p>第25条 (略)</p> <p>2 育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の時間を超えてした勤務（勤務時間条例第2条第5項から第7項までの規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が<u>1月</u>について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 勤務時間条例第5条の5第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該1時間につき、第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>5 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>（休日勤務手当）</p> <p>第26条 正規の勤務時間が割り振られた日が勤務時間条例第6条第1項第1号に規定する休日（勤務時間条例第7条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。次項及び第28条において<u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等</u>（以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第6条第1項第2</p>

改正後	改正前
<p>を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。次項及び第28条において<u>これらを「年末年始の休日等」という。</u>）に当たっても、正規の給与を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(夜間勤務手当)</p> <p>第26条の2 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第41条に規定する勤務1時間<u>当たり</u>の給与額の100分の25を<u>夜間勤務手当</u>として支給する。</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 宿日直手当の額は、宿日直勤務1回につき<u>4,700円</u>とする。ただし、その勤務した時間が3時間未満の場合は、その勤務1回につき1,500円とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(期末手当の額)</p> <p>第32条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上で部長級の職にある者（第34条及び附則第15項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p>	<p>号に規定する休日（勤務時間条例第7条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。次項及び第28条において<u>「年末年始の休日等」という。</u>）に当たっても、正規の給与を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(夜間勤務手当)</p> <p>第26条の2 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第41条に規定する勤務1時間<u>当たり</u>の給与額の100分の25を<u>夜間勤務手当</u>として支給する。</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 宿日直手当の額は、宿日直勤務1回につき<u>4,400円</u>とする。ただし、その勤務した時間が3時間未満の場合は、その勤務1回につき1,500円とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(期末手当の額)</p> <p>第32条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上で部長級の職にある者（第34条及び附則第15項において「特定幹部職員」という。）にあっては<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p>

改正後	改正前
<p>第32条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項 <u>本文</u>又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てができる。</p> <p>5~8 (略)</p> <p>(勤勉手当の額)</p> <p>第34条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の105</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）、<u>12月に支給する場合においては100分の107.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の50</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）、<u>12月に支給する場合においては100分の52.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第32条第4項の規定は、第1項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、<u>第32条第4項</u>中「前項」とあるのは「第34条第2項」と、「合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。</p> <p>(寒冷地手当の額)</p> <p>第36条 寒冷地手当の月額は、基準日における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 世帯主（主としてその収入によって世帯の生計を支えている者をいう。次号に</p>	<p>第32条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項 <u>本文</u>又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てができる。</p> <p>5~8 (略)</p> <p>(勤勉手当の額)</p> <p>第34条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第32条第4項の規定は、第1項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、<u>同項</u>中「前項」とあるのは「第34条第2項」と、「合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。</p> <p>(寒冷地手当の額)</p> <p>第36条 寒冷地手当の月額は、基準日における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 世帯主（主としてその収入によって世帯の生計を支えている者をいう。次号に</p>

改正後	改正前								
<p>おいて同じ。) である職員であって、<u>扶養親族（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び第14条第1項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）を有するもの</u>（扶養親族のある職員であって市長が定める地域に居住する扶養親族のないもののうち、市長が定める職員を除く。） 19,800円 (2)・(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が定める場合に該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、<u>同項</u>の規定による額を超えない範囲内で、市長が定める額とする。</p> <p>(心身の故障による休職)</p> <p>第38条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 前2項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第31条に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、<u>同条</u>の規定により市長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給する。ただし、市長の定める職員については、この限りでない。</p> <p>5 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第32条の2及び第32条の3の規定を準用する。この場合において、第32条の2中「<u>第31条</u>」とあるのは、「<u>第38条第4項</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>おいて同じ。) である職員であって、第14条第1項に規定する扶養親族（以下この号において「扶養親族」という。）のあるもの（扶養親族のある職員であって市長が定める地域に居住する扶養親族のないもののうち、市長が定める職員を除く。） 19,800円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が定める場合に該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、<u>前項</u>の規定による額を超えない範囲内で、市長が定める額とする。</p> <p>(心身の故障による休職)</p> <p>第38条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 前2項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第31条に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、<u>第31条</u>の規定により市長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給する。ただし、市長の定める職員については、この限りでない。</p> <p>5 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第32条の2及び第32条の3の規定を準用する。この場合において、第32条の2中「<u>第31条</u>」とあるのは、「<u>第38条第4項</u>」と読み替えるものとする。</p>								
別表第1 (第5条関係) 給料表 (略)	別表第1 (第5条関係) 給料表 (略)								
別表第2 (第6条関係) 等級別基準職務表	 <u>安曇野市の等級別基準職務表</u>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">職務の級</td> <td style="width: 33%;">標準的な職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	職務の級	標準的な職務	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">職務の級</td> <td style="width: 33%;">標準的な職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	職務の級	標準的な職務	(略)	
職務の級	標準的な職務								
(略)									
職務の級	標準的な職務								
(略)									

(第2条による改正)

○安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年安曇野市条例第43号）…令和8年4月1日から施行

改正後	改正前
<p>(通勤手当の額)</p> <p>第19条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市長が規則で定める額</u>（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員又は第23条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>	<p>(通勤手当の額)</p> <p>第19条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、<u>それぞれ次に定める額</u>（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員又は第23条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア <u>自動車等の使用距離</u>（以下この号において「<u>使用距離</u>」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ <u>使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員</u> 4,200円</p> <p>ウ <u>使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員</u> 7,300円</p> <p>エ <u>使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員</u> 10,400円</p> <p>オ <u>使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員</u> 13,500円</p> <p>カ <u>使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員</u> 16,600円</p> <p>キ <u>使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員</u> 19,700円</p> <p>ク <u>使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員</u> 22,800円</p> <p>ケ <u>使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員</u> 25,900円</p> <p>コ <u>使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員</u> 29,100円</p> <p>サ <u>使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員</u> 32,300円</p> <p>シ <u>使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員</u> 35,500円</p> <p>ス <u>使用距離が片道60キロメートル以上である職員</u> 38,700円</p>
<p>(3) (略)</p> <p>第21条 通勤手当は、支給単位期間（市長が定める通勤手当にあっては、市長が定める期間）に係る最初の月（<u>当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が定める場合にあっては、その翌月</u>）の市長が定める日に支給する。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>第21条 通勤手当は、支給単位期間（市長が定める通勤手当にあっては、市長が定める期間）に係る最初の月の市長が定める日に支給する。</p>

改正後	改正前
(期末手当の額)	(期末手当の額)
第32条 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上で部長級の職にある者（第34条及び附則第15項において「特定幹部職員」という。）にあっては、 <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	第32条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u> を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上で部長級の職にある者（第34条及び附則第15項において「特定幹部職員」という。）にあっては、 <u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の61.25</u> 」とする。	2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。
3～5 (略)	3～5 (略)
(勤勉手当の額)	(勤勉手当の額)
第34条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	第34条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の106.25</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の126.25</u> ）を乗じて得た額の総額	(1) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合においては100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の61.25</u> ）を乗じて得た額の総額	(2) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）、12月に支給する場合においては100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）</u> を乗じて得た額の総額
2・3 (略)	2・3 (略)

(第3条による改正)

○安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年安曇野市条例第24号）…公布の日から施行、令和7年4月1日から遡及適用

改正後		改正前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（この条及び次条において「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（この条及び次条において「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号俸	給料月額	号俸	
	円		円
1	<u>405,000</u>	1	<u>392,000</u>
2	<u>455,000</u>	2	<u>440,000</u>
3	<u>508,000</u>	3	<u>492,000</u>
2・3 (略)		2・3 (略)	
(給与条例等の適用除外等)		(給与条例等の適用除外等)	
第5条 (略)		第5条 (略)	
2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第32条第1項及び第4項並びに第34条第1項第1号の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年安曇野市条例第24号。第32条第4項において「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第32条第1項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、 <u>「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と</u> 、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第34条第1項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、 <u>「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と</u> する。		2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第32条第1項及び第4項並びに第34条第1項第1号の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年安曇野市条例第24号。第32条第4項において「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第32条第1項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第34条第1項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。	

(第4条による改正)

○安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年安曇野市条例第24号）…**令和8年4月1日から施行**

改正後	改正前
<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第32条第1項及び第4項並びに第34条第1項第1号の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年安曇野市条例第24号。第32条第4項において「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第32条第1項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第34条第1項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第32条第1項及び第4項並びに第34条第1項第1号の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年安曇野市条例第24号。第32条第4項において「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第32条第1項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第34条第1項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>

議案第138号 安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例（令和元年安曇野市条例第6号）

改正後	改正前
<p>(フルタイム会計年度任用職員の給料)</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表に定める給料表によるものとする。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務で正規の勤務時間外の時間にしたものうち、その勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。</p> <p>(1) 第2項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）</p> <p>(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の給料)</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表に定める給料表によるものとする。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務で正規の勤務時間外の時間にしたものうち、その勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。</p> <p>(1) 第2項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）</p> <p>(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50</p>

改正後	改正前
<p>5 <u>前3項</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額（50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="margin-left: 40px;">附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p style="margin-left: 40px;"><u>(令和7年度におけるパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に関する読み替え)</u></p> <p>3 <u>令和7年度におけるパートタイム会計年度任用職員（第7条に規定するパートタイム会計年度任用職員のうち、令和7年11月30日までに退職し、若しくは死亡したもの又は日額若しくは時間額により報酬が定められたものに限る。）の通勤に係る費用弁償の支給については、第17条中「給与条例第18条から第23条」とあるのは、「安曇野市一般職の職員の給与に関する条例及び安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年安曇野市条例第●号）による改正前の給与条例第18条から第23条」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>5 <u>前各項</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額（50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="margin-left: 40px;">附 則</p> <p>1・2 (略)</p>
<u>別表（第3条関係）</u> 納入書類 (略)	<u>別表（第3条関係）</u> 納入書類 (略)